

港湾局所管のいわゆる「その他施設費」に係る 再評価実施要領細目

第1 目的

港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

第3 再評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

- (1) 評価は原則として新規事業採択時評価の実施単位と同じ単位について実施する。
また、計画の見直し等により、新規事業採択時評価と同じ単位で実施できない場合は、再評価の実施主体がプロジェクトの内容を勘案し、新規事業採択時評価の実施単位選定の考え方に準じて適切な評価の実施単位を選定する。
- (2) 再評価の実施の時期は、新規事業採択時評価の実施単位の施設に含まれる一以上の施設が最初に採択された年度をその実施単位の事業採択年度として考え、その実施単位の施設は全て同一年度に再評価を実施する。
- (3) 再評価の実施主体または港湾局長は、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施が必要かどうかについて判断する。

第4 再評価の実施（実施要領第4 関連）

複数の事業主体が一体となって実施するプロジェクトの再評価に際しては、各事業の実施主体が協議の上、再評価にあたっての必要な諸手続、再評価の実施などを検討すること。この場合、再評価の実施時期に関わる事業採択は、原則として先行している事業とする。

第5 再評価の手法（実施要領第5 関連）

再評価を行う際の評価の視点及び評価方法については、以下を基本とし、各プロジェクトの特性に応じて適切に実施する。

(1) 事業の必要性等に関する視点

①事業を巡る社会経済情勢の変化

新規事業採択時評価時点あるいは前回の再評価時点からの費用、需要、地元情勢等について、その状況変化等を分析する。

②事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するために、原則として港湾局の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業については「港湾局所管の「その他施設費」による整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年6月）」に基づき、費用対効果分析を実施する。

なお、評価にあたっては、事業継続による投資効率性を評価する「残事業の投資効率性」と、事業全体の投資効率性を評価する「事業全体の投資効率性」の両者による費用対効果分析を実施する。

③事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等を検討する。

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通しなどを検討する。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用、新たなコストの縮減の可能性がある場合は、事業手法、施設規模等の見直しを行う。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図る。

第7 施行

(1) 本実施細目要領は、平成23年7月5日から施行する。